

## Q&A（よくあるお問い合わせ）

### 目次

【上田市飲食店等緊急支援事業交付金について】 …… P2

Q1.交付金の対象者は。

Q2.店舗は上田市内にあるが本社は上田市外にある場合、交付対象となるか。

Q3.本社は上田市内にあるが、店舗営業実態は上田市内に無い場合、交付対象となるか。

Q4.交付金の額と支給回数は。また、市内に複数店舗がある場合は店舗ごとに申請できるか。

【申請方法について】 …… P3

Q7.申請期間はいつからいつまでか。

Q8.申請方法はどのようにするのか。

Q9.申請書類はどのようになるのか。

【その他】 …… P4

Q10.申請後、どれくらいの期間で交付金が振り込まれるのか。

Q11.創業1年未満で確定申告書等の写しが提出できない場合はどうすればいいか。

Q12.「新型コロナ対策推進宣言」、「信州の安心なお店」認定を取る必要があるのか。

Q13.恒常的にとは、どの程度の頻度なのか。

Q14. 市内飲食店との2回以上の取引実績とは、同一店における取引が2回以上の実績か、複数店との1回の取引を合計した2回以上の実績のどちらなのか。

Q15.その他、制度、申請方法に関する問い合わせ先

【上田市飲食店等緊急支援事業交付金について】

Q1: 交付金の対象者は。

A1: 上田市内で飲食業(テイクアウト・デリバリー専門店除く)、卸・小売業(恒常的に飲食店に納品している者)、酒類製造業、タクシー・運転代行業、その他恒常的に飲食店に役務の提供をしている者で、県の営業時間短縮又は休業要請の対象とならない者。

Q2: 店舗は上田市内にあるが本社等は上田市外にある場合、交付対象となるか。

A2: 対象となります。

Q3: 本社は上田市内にあるが、店舗営業実態は上田市内に無い場合、交付対象となるか。

A3: 対象になりません。

Q4: 交付金の額と支給回数は。また、市内に複数店舗がある場合は店舗ごとに申請できるか。

A4: 20万円。支給回数は1事業者あたり1回限り。市内に複数店舗がある場合であっても受給は法人・個人で1者20万円。

**【申請方法について】**

**Q7: 申請期間はいつからいつまでか。**

A7: 申請受付期間は 9 月 13 日(月曜日)から 11 月 12 日(金曜日)までで、11 月 12 日消印有効となります。

**Q8: 申請方法はどのようにするのか。**

A8: コロナウイルス感染拡大防止として混雑、密集を避けるため、原則、郵送での受付のみとさせていただきます。以下宛先に郵送ください。

送付先: 〒386-0012 上田市中心4-9-1

「上田市飲食店等緊急支援事業交付金」事務局 あて

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載下さい。

**Q9: 申請書類はどのようなものか。**

A9: 以下の書類をご用意ください。上田市ホームページからダウンロード可能です。また、上田市商工課、丸子産業観光課、真田産業観光課、武石産業建設課、塩田、川西、豊殿自治センター、市役所総合案内で申請様式一式の受取も可能です。

(市配布様式類)

- ① 交付申請書(様式1) ※要署名押印
- ② 誓約書(様式2) ※要署名押印
- ③ 添付書類チェックシート(様式3)
- ④ その他書類…法人、個人事業主、業種により異なりますので、ご注意ください。

(添付書類)

**【共通書類】**

- ・振込先口座と口座名義がわかる通帳の写し(見開きページ)
- ・営業許可証等の写し(飲食業、酒類製造業、タクシー、運転代行業のみ)
- ・飲食店との取引を証明できる書類の写し(卸・小売業、その他恒常的に飲食店に役務の提供をしている者のみ)

**【法人】**

- ・法人事業概況説明書(直近事業年度)の写し

**【個人事業主】**

- ・2020 年分確定申告書第 1 表または市県民税申告書の写し
- ・本人確認書類の写し(運転免許証、健康保険証、住民票等のうちいずれか一つ)

Q10: 申請後、どれくらいの期間で交付金が振り込まれるのか。

A10: 概ね 2 週間程度です。

書類等に不備があった場合は、それ以上になることがあります。

Q11: 創業 1 年未満で確定申告書等の写しが提出できない場合はどうすればいいか。

A11: 開業届の写しを提出してください。

※令和 3 年 8 月 6 日までに届出が済んでいるものに限る。

Q12: 「新型コロナ対策推進宣言」、「信州の安心なお店」認定を取る必要があるのか。

A12 「新型コロナ対策推進宣言」は申請時までには必ず行ってください。「信州の安心なお店」については申請時に必ず認定を取得する必要はありませんが、この機会にぜひ認定申請の検討をお願いします。

Q13: 恒常的ことは、どの程度の頻度なのか。

A13 概ね月に 1 回以上。

Q14: 市内飲食店との 2 回以上の取引実績とは、同一店における取引が 2 回以上の実績か、複数店との 1 回の取引を合計した 2 回以上の実績のどちらなのか。

A14 原則、同一店における取引が 2 回以上の実績となります。

Q15: その他、制度、申請方法に関する問い合わせ先

A15 制度や申請方法に関するお問い合わせ先は以下のとおりです。

上田市商工課 Tel:0268-23-5395 (平日 8:30-17:15)